

4. 大都市特例の施行について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）により、介護保険法（平成9年法律第123号）に大都市特例が設けられ、平成24年4月1日から施行される。

これに伴い、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成23年政令第376号）が公布され、大都市特例の施行のための規定が定められたところであり、その主な内容については、以下のとおりであるので、円滑な施行に特段の配慮を図られたい。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務について、新たに大都市特例の対象とし、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「指定都市等の市長」という。）が処理する事務とすること。

イ 介護保険法第203条の2の規定により、指定都市又は中核市が処理する事務については、介護保険法施行令第51条の3において、地方自治法施行令第174条の31の4及び第174条の49の11の2に定めるところによるものとされたが、その内容は、以下のとおりとすること。

（ア）介護保険法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定により、都道府県知事が処理することとされている事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、すべて指定都市等の市長が処理する事務であること。

（イ）指定都市等の市長が処理することとなる法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定による具体的な事務の内容については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公

布について」(平成23年12月2日老発第1202第2号厚生労働省老健局長通知)を参照のこと。

(2) 大都市特例の施行に伴う指定都市及び中核市に関する経過措置

ア 介護保険法の規定により、都道府県知事がした指定等の処分その他の行為で現にその効力を有するものであって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長のした指定等の処分その他の行為とみなすこと。

イ 介護保険法の規定により、都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為であって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなすこと。

なお、介護保険法における大都市特例の施行に当たっては、介護保険法の施行に関してこれまで発出し、なおその効力を有する通知の規定のうち、指定都市又は中核市に移譲される事務に係るものについては、通知中「都道府県」とあるのは「指定都市」又は「中核市」と、「指定都市の市長」又は「中核市の市長」と読み替えて、指定都市又は中核市に適用があるものとする。